

## 高津区・宮前区野川地区住居表示検討委員会設立準備会

日 時：平成27年6月10日（水） 17時00分から

場 所：野川会館

挨 拶 小川 戸籍住民サービス課長

### 議 題

- (1) 住居表示検討委員会の役割について【資料1】
- (2) 野川地区住居表示検討委員会規約（案）について  
【資料2-1, 2-2】
- (3) 検討委員会設立準備会開催のお知らせについて  
【資料3-1, 3-2, 3-3】
- (4) 今後のスケジュールについて【資料4】
- (5) 住居表示検討委員の選出依頼について【資料5】
- (6) その他

〈事務局〉

川崎市市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課

担当 熊谷、辻村、荒木、平田

電話 200-2736

# 野川地区住居表示検討委員会設立準備会委員名簿

平成27年6月現在

	氏名	役職	所属
1	手塚 文雄	委員長	野川町内会
2	亀ヶ谷 修		
3	松井 一夫		
4	森 正一		
5	白井 潔		
6	白井 昭雄		
7	手塚 和之		
8	青木 保雄		
9	中里 達男		
10	白井 裕一		
11	小野瀬 朋子		
12	大浪 よし子		
13	白井 竹男		
14	和田 直子		
15	鈴木 邦男	会長	野川台自治会
16	日高 敏雄		
17	山本 友彦		
18	後藤 卓生		
19	岩本 昭		
20	庄司 幹夫	会長	県営野川南台団地自治会
21	藤井 由美子		
22	川辺 峰夫		
23	三輪 良子		
24	藤田 澄和		
25	山川 美恵子	会長	野川西団地自治会
26	三上 正勝		
27	亀谷 芽子		
28	阿部 日出子		
29	青木 進		
30	柴田 眞	会長	野川東住宅自治会
31	早川 敏行		
32	八巻 吉子		
33	戸叶 毬子		
34	高橋 咲子		
35	西銘 豊子	会長	野川中耕地自治会
36	西澤 三典		
37	田中 正博		
38	平山 順子		
39	杉本 豪		

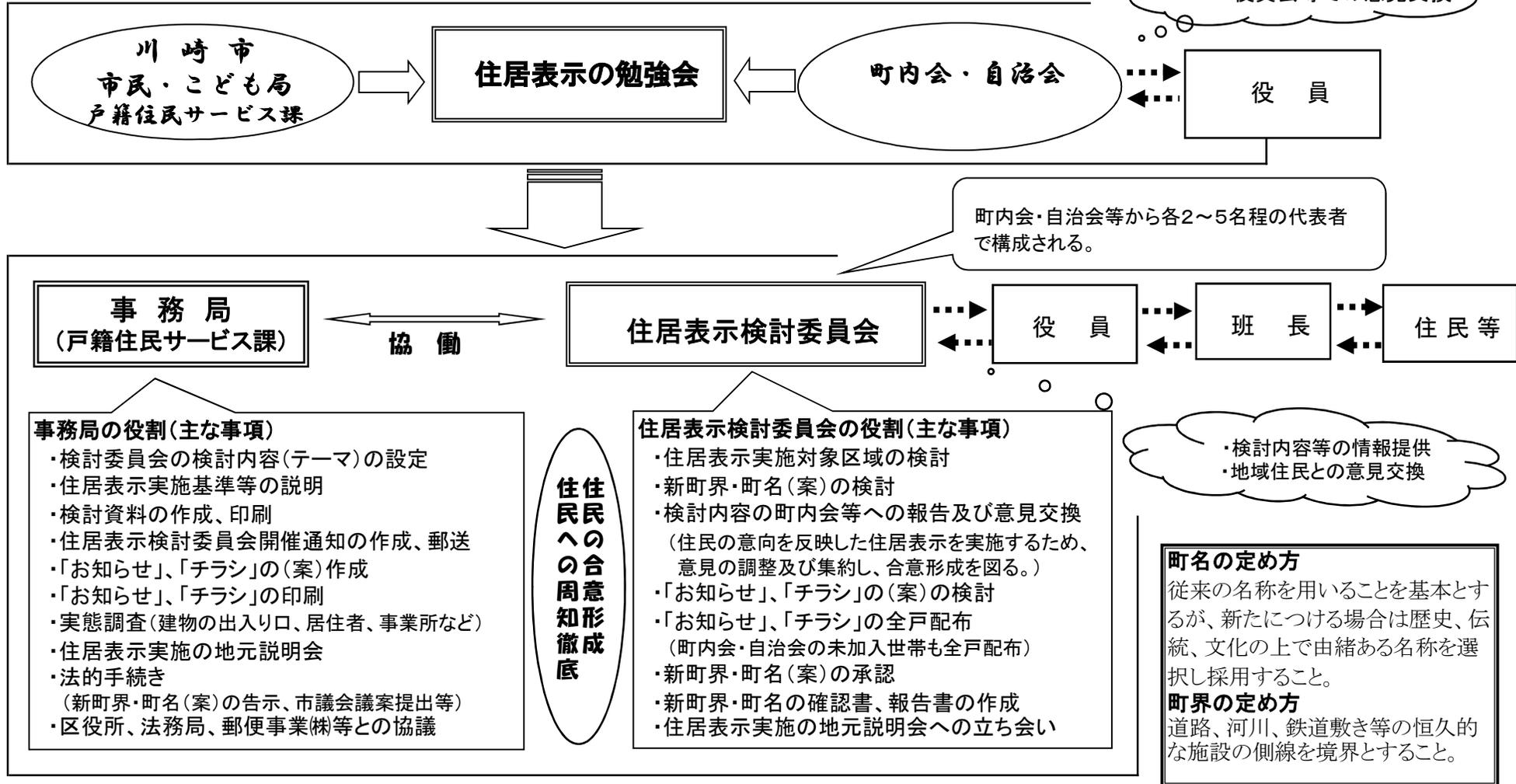
順不同・敬称略

# 住居表示実施に向けた取り組み方等について

平成27年6月 【資料1】

## 住居表示の目的

現在の住所は、番地(土地の地番)を使用しているので、飛番、枝番、欠番などがあるため、広範囲に錯綜しており、わかりにくく、郵便、宅配の遅れや救急車、消防車、パトカー等の緊急車の到着の遅れが生じたりしています。



## 野川地区住居表示検討委員会規約（案）

### （目的及び設置）

第1条 野川地区において地域住民等の意見を反映した住居表示事業を実施するため、野川地区住居表示検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （検討事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- （1）住居表示実施に伴い新たに設定される町の区域及び町の名称に関すること
- （2）住居表示実施に伴う従来の町の区域の変更に関すること
- （3）その他住居表示実施を検討するにあたり必要な事項

### （委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長○人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （組織）

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）実施予定地区の住民組織等の代表者
  - （2）関係地区の住民組織等の代表者
  - （3）その他委員会が必要と認める者
- 2 委員は○○人以内とする。
  - 3 委員の任期は、野川地区の住居表示実施を検討するにあたり必要な期間とする。
  - 4 任期途中の委員の退任、変更は委員会の承認を必要とする。

### （会議）

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席することによって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会の資料、摘録等は川崎市のホームページに掲載する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課が行う。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

⇒ 第1回検討委員会の開催日とする

## 高津区・宮前区野川地区住居表示検討委員会

 ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます [ツイート](#) 2015年5月26日

### ■ 高津区・宮前区野川地区住居表示検討委員会

高津区・宮前区野川地区の住居表示を検討するため、平成〇〇年〇月〇日に「野川地区住居表示検討委員会」が設置されました。

#### 検討委員会規約

-  [野川地区住居表示検討委員会規約\(PDF形式, 67.49KB\)](#)

### ■ 第1回野川地区住居表示検討委員会

平成〇〇年〇月〇日に、第1回野川地区住居表示検討委員会が開催されました。検討委員会の資料と摘録は、下記添付ファイルをご覧ください。

#### 添付ファイル

-  [第1回野川地区住居表示検討委員会資料\(PDF形式, 1.31MB\)](#)
-  [第1回野川地区住居表示検討委員会摘録\(PDF形式, 63.07KB\)](#)

### ■ 野川地区住居表示についての「お知らせ」

検討委員会の活動内容を周知するため、住民や事業所の方々へ適時配布している野川地区住居表示についての「お知らせ」は、下記添付ファイルをご覧ください。

#### 添付ファイル

-  [野川地区住居表示についての「お知らせ」【平成〇〇年〇月】\(PDF形式, 1.20MB\)](#)

#### このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った  どちらともいえない  役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった  どちらともいえない  見つけにくかった

いただいたご意見は、今後の当ホームページ運営の参考といたします。

#### お問い合わせ先

川崎市 市民・子ども局区政推進部戸籍住民サービス課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話:044-200-2735

ファクス:044-200-3912

メールアドレス:25koseki@city.kawasaki.jp



現在位置: [トップページ](#) [くらし・手続き](#) [届出・手続き・相談](#) [住所・戸籍・証明書](#) [住居表示について](#) [住居表示検討地区](#)  
高津区・宮前区野川地区住居表示検討委員会設立準備会

## 高津区・宮前区野川地区住居表示検討委員会設立準備会

[Twitterへのリンクは別ウィンドウで開きます](#) [Twitter](#) 2015年8月3日

### 高津区・宮前区野川地区住居表示検討委員会設立準備会

高津区・宮前区野川地区の住居表示を検討するため、平成27年6月10日に「野川地区住居表示検討委員会設立準備会」を開催しました。

### 野川地区住居表示についての「お知らせ」

検討委員会設立準備会の活動内容を周知するため、住民や事業所の方々へ適時配布している野川地区住居表示についての「お知らせ」は、下記添付ファイルをご覧ください。

#### 添付ファイル

 [野川地区住居表示についての「お知らせ」【平成27年7月】\(PDF形式、1.71MB\)](#)

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

いただいたご意見は、今後の当ホームページ運営の参考といたします。

確認する

お問い合わせ先

川崎市 市民・子ども局区政推進部戸籍住民サービス課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話:044-200-2736

ファクス:044-200-3912

メールアドレス:[25koseki@city.kawasaki.jp](mailto:25koseki@city.kawasaki.jp)

大事なお知らせ

(案)



KAWASAKI CITY  
川崎市

# 野川地区にお住まいの皆様へ

平成27年 月

各 位

野川地区住居表示検討委員会設立準備会  
代 表 ○ ○ ○ ○

## 野川地区の住居表示について（お知らせ）

○○の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、私たちが住んでいる野川地区の住所は、現在、土地の地番で表しているために飛び番、欠番等が生じ郵便などの配送物や救急車、消防車、パトカーなどの緊急車両の到達の遅れなど、日常生活に不便や支障が生じています。そこで、街区符号と住居番号を用いて住所をわかりやすく表示する住居表示の制度の実施を検討するため、平成27年6月10日に「野川地区住居表示検討委員会設立準備会」を開催しました。

当準備会におきましては、住民の皆様方の御意見、御理解をいただきながら検討を進め、今年度内の住居表示検討委員会の設立を目途に川崎市等と協議を行ってまいりますので、御理解、御協力の程、よろしくお願いいたします。

**住居表示の実施に伴って住所変更の手続きが必要となります。住民基本台帳(住民票)、印鑑登録原票(印鑑証明書)、土地・建物登記簿の表題部など各官公署で保管している台帳及び東京電力、東京ガス、水道などの公共サービスについては、手続きをする必要はありませんが、運転免許証、土地・建物の不動産登記物件の所有者、金融機関、生命保険会社等については手続きする必要があります。また、法人登記のある法人の所在地・役員の住所変更の手続き、会社などで使用します新住所の封筒、ゴム印等の作製などについては、会社などで行っていただく必要がありますので、予めお知らせいたします。**

※2ページに「住居表示のあらまし」、3ページに「野川地区区域図」、4ページに「野川地区住居表示検討委員会設立準備会委員名簿」を掲載しましたので、御覧ください。

<問合せ先>

事務局 川崎市市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課

電話 044(200)2736

# 住居表示のあらまし

《住所がわかりやすくなります！》

現在の住所は

川崎市 高津区 野川〇〇〇番地  
宮前区



現在の住所は、「番地」（土地の地番）を使用しているため、飛番・枝番・欠番などがあるため、わかりにくくなっており、日常生活にいろいろな不便や支障が生じています。

例えば、

- 郵便や宅配などの配達が遅れる。
- 訪ね先がわからなくて、無駄な時間がかかる。
- 緊急時に救急車、消防車、パトカーなどの到着が遅れる。

住居表示が実施されることにより  
「番地」が「〇番〇号」に変わります。

新しい住所は

川崎市 高津区 〇町〇丁目〇番〇号  
宮前区



新しい住所は、今までの不便や支障を解消するため、番地を使用しないで“街区符号”と“住居番号”を合わせた「住所」とすることで、わかりやすくなります。

この制度が、「住居表示制度」です。

この制度を活用し、住みよい町づくりのため、住民の皆様方とともに協議、検討を行い、住居表示の実施を進めています。

平成26年10月現在、市内の約75%の地域が実施されています。

《住居表示は実施基準により行われます！》

## ☆町が分かりやすくなる

現在の町の境界は、みなさんの日常生活の実態と一致していなかったり、複雑に入りこんでいたりしています。

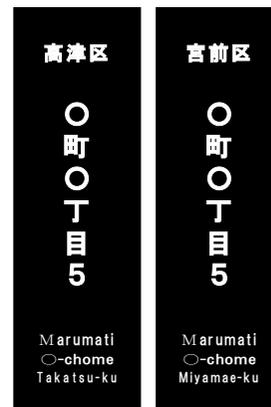
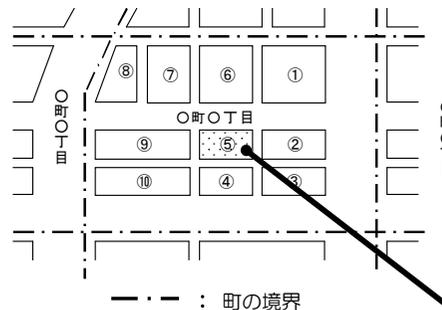
そこで、住居表示の実施基準に基づいて、町の境界を道路・河川・鉄道などの恒久的な施設などで区切り、町の区域を整理し、町を分かりやすくします。

また、町名は従来の名称を基本としますが、新たに町名を付ける場合は歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称を選択し採用します。

## ☆町をいくつかの区画に分ける

町の中で、主に道路や水路などを境にして、いくつかの街区に分け、順序よく番号（街区符号）を付けます。

また、街区の角などに「街区表示板」を取り付けます。



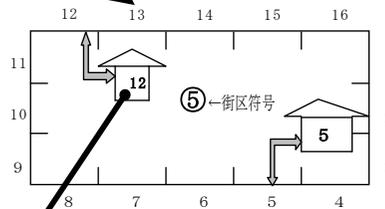
【街区表示板の例】

## ☆住居番号を付ける

原則として、街区の周囲を一定の間隔で区切り、順番に基礎番号を付けます。

住居番号は、建物の出入口がどの基礎番号のところにあたるかによって決まります。

玄関や門柱などの見やすいところに、「小型町名表示板」と「住居番号表示板」を取り付けていただきます。



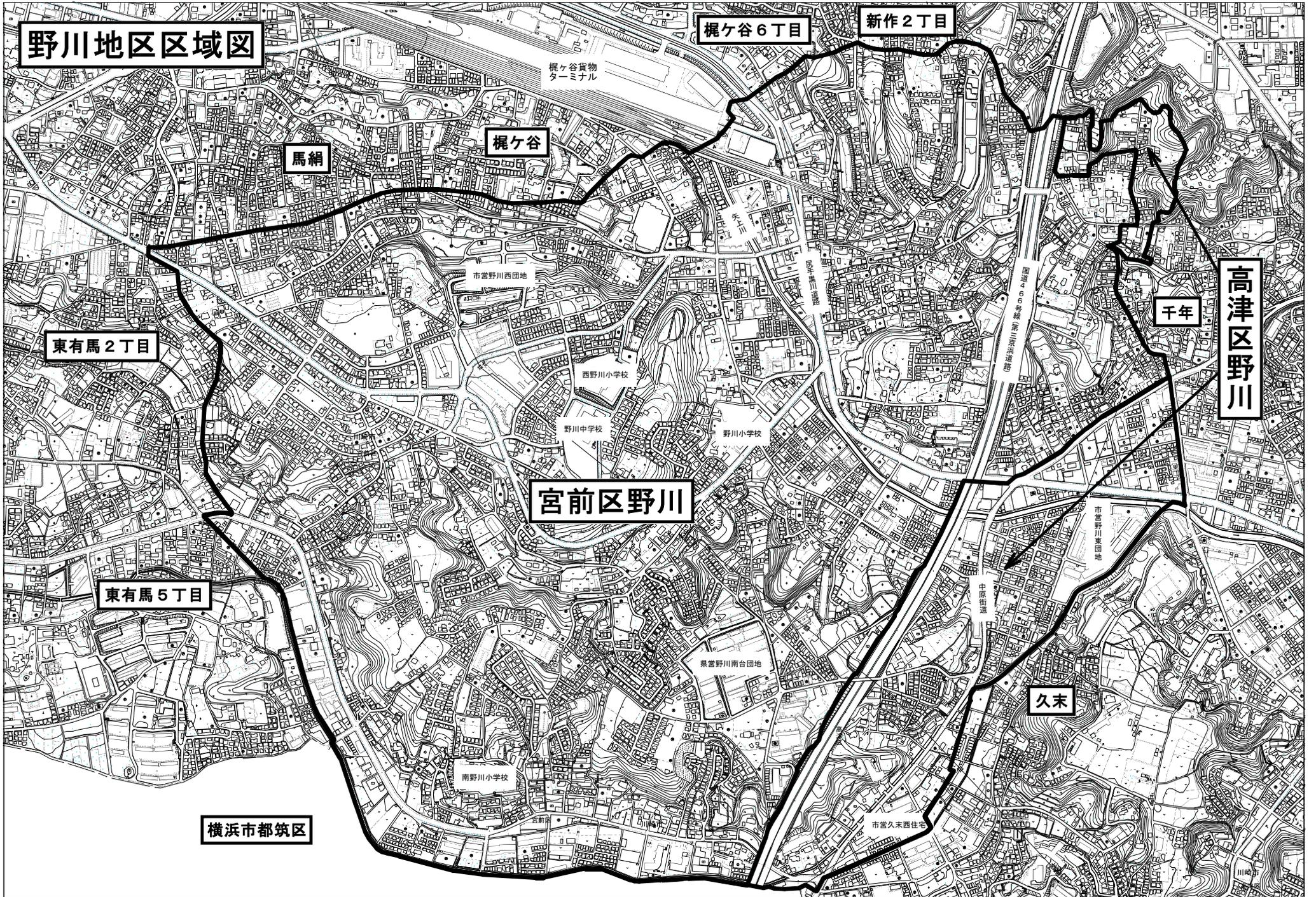
【小型町名表示板の例】



【住居番号表示板の例】

川崎市市民・こども局戸籍住民サービス課  
電話 044-200-2736

# 野川地区区域図



梶ヶ谷6丁目

新作2丁目

馬絹

梶ヶ谷

東有馬2丁目

市営野川西団地

千年

高津区野川

宮前区野川

東有馬5丁目

県営野川南台団地

久末

横浜市都筑区

梶ヶ谷貨物ターミナル

西野川小学校

野川小学校

野川中学校

南野川小学校

市営久末西住宅

市営野川東団地

中環街道

国道106号 新野川地区

川崎

# 野川地区住居表示検討委員会設立準備会委員名簿

平成27年6月現在

	氏名	役職	所属
1	手塚 文雄	委員長	野川町内会
2	亀ヶ谷 修		
3	松井 一夫		
4	森 正一		
5	白井 潔		
6	白井 昭雄		
7	手塚 和之		
8	青木 保雄		
9	中里 達男		
10	白井 裕一		
11	小野瀬 朋子		
12	大浪 よし子		
13	白井 竹男		
14	和田 直子		
15	鈴木 邦男	会長	野川台自治会
16	日高 敏雄		
17	山本 友彦		
18	後藤 卓生		
19	岩本 昭		
20	庄司 幹夫	会長	県営野川南台団地自治会
21	藤井 由美子		
22	川辺 峰夫		
23	三輪 良子		
24	藤田 澄和		
25	山川 美恵子	会長	野川西団地自治会
26	三上 正勝		
27	亀谷 芽子		
28	阿部 日出子		
29	青木 進		
30	柴田 眞	会長	野川東住宅自治会
31	早川 敏行		
32	八巻 吉子		
33	戸叶 毬子		
34	高橋 咲子		
35	西銘 豊子	会長	野川中耕地自治会
36	西澤 三典		
37	田中 正博		
38	平山 順子		
39	杉本 豪		

順不同・敬称略

大事なお知らせ

(案)

# 野川地区にお住まいの皆様へ



平成27年 月

各 位

野川地区住居表示検討委員会設立準備会  
代 表 ○ ○ ○ ○

## 野川地区の住居表示について（お知らせ）

○○候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、私たちが住んでいる野川地区の住所は、現在、土地の地番で表しているために飛び番、欠番等が生じ郵便などの配送物や救急車、消防車、パトカーなど緊急車両の到達の遅れなど、日常生活に不便や支障が生じています。そこで、街区符号と住居番号を用いて住所をわかりやすく表示する住居表示の制度の実施を検討するため、平成27年6月10日に「野川地区住居表示検討委員会設立準備会」を開催しました。

当準備会におきましては、住民の皆様方の御意見、御理解をいただきながら検討を進め、今年度内の住居表示検討委員会の設立を目途に川崎市等と協議を行ってまいりますので、御理解、御協力の程、よろしくお願いいたします。

**住居表示の実施に伴って住所変更の手続きが必要となります。住民基本台帳(住民票)、印鑑登録原票(印鑑証明書)、土地・建物登記簿の表題部など各官公署で保管している台帳及び東京電力、東京ガス、水道などの公共サービスについては、手続きをする必要はありませんが、運転免許証、土地・建物の不動産登記物件の所有者、金融機関、生命保険会社等については手続きする必要があります。また、法人登記のある法人の所在地・役員の住所変更の手続き、会社などで使用します新住所の封筒、ゴム印等の作製などについては、会社などで行っていただく必要がありますので、予めお知らせいたします。**

&lt;問合せ先&gt;

事務局 川崎市市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課

電話 044(200)2736

# 住居表示のあらまし

《住所がわかりやすくなります！》

現在の住所は

川崎市 高津区 野川〇〇〇番地  
宮前区



現在の住所は、「番地」（土地の地番）を使用しているため、飛番・枝番・欠番などがあるため、わかりにくくなっており、日常生活にいろいろな不便や支障が生じています。

例えば、

- 郵便や宅配などの配達が遅れる。
- 訪ね先がわからなくて、無駄な時間がかかる。
- 緊急時に救急車、消防車、パトカーなどの到着が遅れる。

住居表示が実施されることにより  
「番地」が「〇番〇号」に変わります。

新しい住所は

川崎市 高津区 〇町〇丁目〇番〇号  
宮前区



新しい住所は、今までの不便や支障を解消するため、番地を使用しないで“街区符号”と“住居番号”を合わせた「住所」とすることで、わかりやすくなります。

この制度が、「住居表示制度」です。

この制度を活用し、住みよい町づくりのため、住民の皆様方とともに協議、検討を行い、住居表示の実施を進めています。

平成26年10月現在、市内の約75%の地域が実施されています。

《住居表示は実施基準により行われます！》

## ☆町が分かりやすくなる

現在の町の境界は、みなさんの日常生活の実態と一致していなかったり、複雑に入りこんでいたりしています。

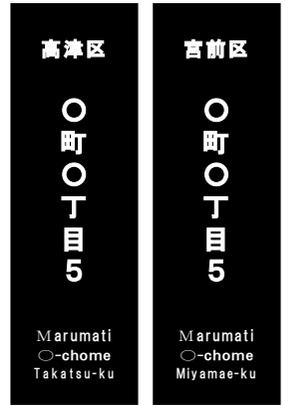
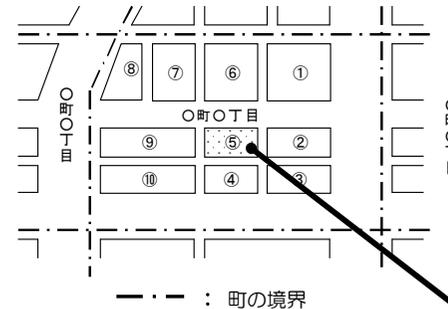
そこで、住居表示の実施基準に基づいて、町の境界を道路・河川・鉄道などの恒久的な施設などで区切り、町の区域を整理し、町を分かりやすくします。

また、町名は従来の名称を基本としますが、新たに町名を付ける場合は歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称を選択し採用します。

## ☆町をいくつかの区画に分ける

町の中で、主に道路や水路などを境にして、いくつかの街区に分け、順序よく番号（街区符号）を付けます。

また、街区の角などに「街区表示板」を取り付けます。



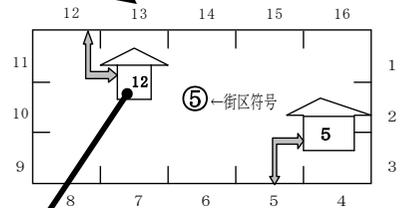
【街区表示板の例】

## ☆住居番号を付ける

原則として、街区の周囲を一定の間隔で区切り、順番に基礎番号を付けます。

住居番号は、建物の出入口がどの基礎番号のところにあたるかによって決まります。

玄関や門柱などの見やすいところに、「小型町名表示板」と「住居番号表示板」を取り付けていただきます。



【小型町名表示板の例】



【住居番号表示板の例】

## 「野川地区住居表示検討委員会設立準備会開催のお知らせ」配布部数等確認一覧表

町内会・自治会	部数		届け先	届出日
	配布用お知らせ	掲示用お知らせ		
野川町内会	13,500	30		
野川台自治会	1,400	8		
県営野川南台団地自治会	740	8		
野川西団地自治会	400	11		
野川東住宅自治会	360	5		
野川中耕地自治会	300	2		
合計	16,700	64		

～参考～

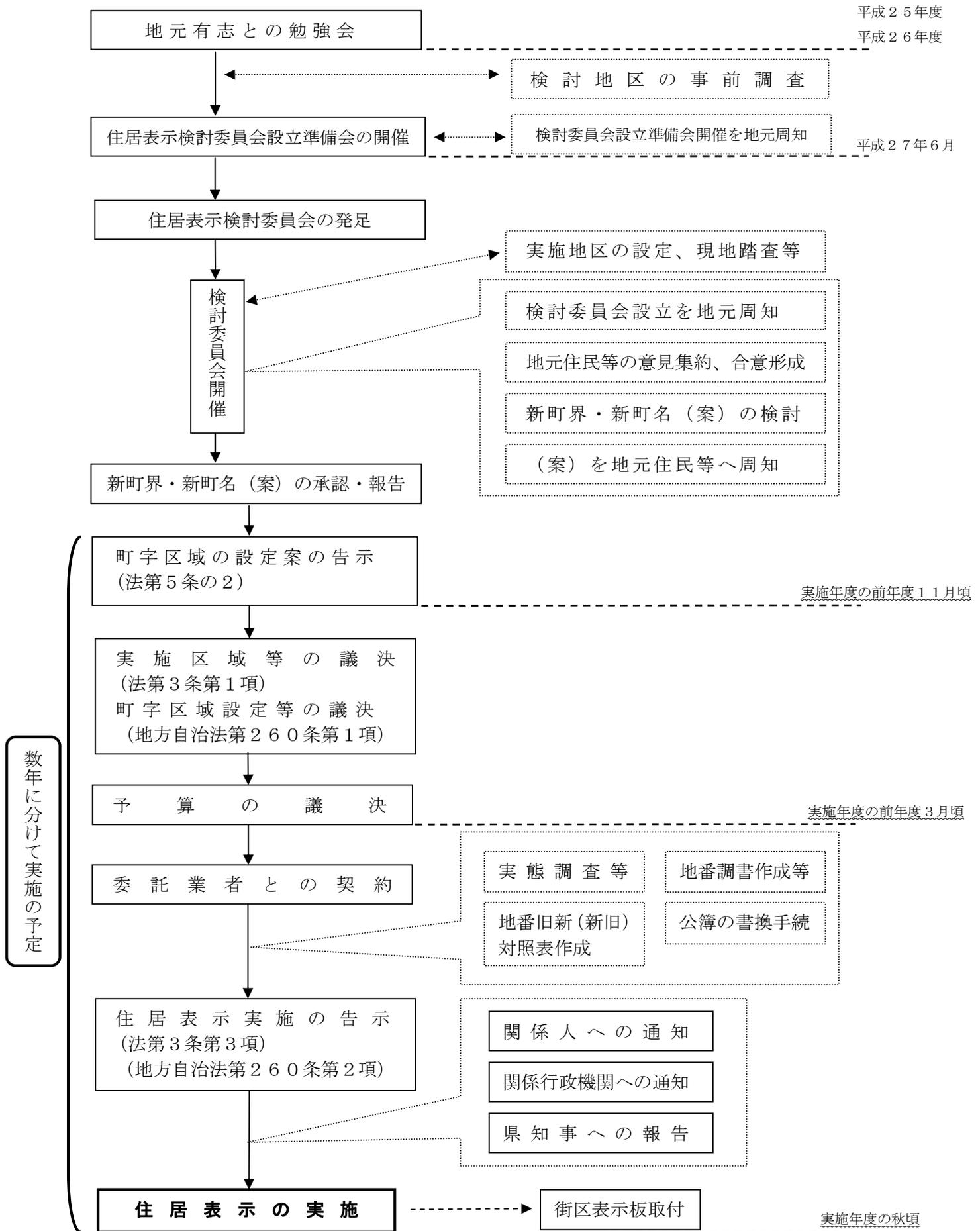
世帯数(H27.3末時点)

宮前区野川 11,930

高津区野川 1,992

合計	13,922	(13,922 × 1.2 ≒ 16,706)
----	--------	-------------------------

# 住居表示実施までの主な流れ



平成〇〇年〇〇月〇〇日

各町内会・自治会長 様

川崎市市民・子ども局長 加藤 順一

高津区・宮前区野川地区における住居表示実施のための住居表示検討委員の選出について（依頼）

〇〇の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、川崎市政に御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、本市では、住居表示を実施するにあたり、地元の皆様の意向を反映させるため、町内会・自治会等によって構成される住居表示検討委員会を設置していただいております。

つきましては、住居表示実施に向けた新町界・新町名等を検討する住居表示検討委員会を設置するため、各町内会・自治会から検討委員を選出していただきますようお願いいたします。

なお、御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、検討委員の選出を別紙報告書により、〇〇月〇〇日（〇）までに担当課あてに送付していただきますようお願いいたします。

（区政推進部戸籍住民サービス課担当）  
電話（044）200-2736  
FAX（044）200-3967

高津区・宮前区野川地区住居表示検討委員報告書

川崎市市民・子ども局長 あて

高津区・宮前区野川地区住居表示検討委員を次のとおり報告します。

氏名	住所	電話番号	町内会・自治会 における役職等

町内会・自治会名 \_\_\_\_\_